

市議第 3 号

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和 46 年議会規則第 1 号）  
第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 10 月 7 日提出

提出者	各務原市議会議員	池戸一成
賛成者	〃	横山富士雄
賛成者	〃	水野盛俊
賛成者	〃	川嶋一生
賛成者	〃	神谷卓男

各務原市議会議長 古田澄信様

## チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、下記の項目について要望します。

### 記

1. 義務教育体制の整備充実を図るために、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校推進法」を早期に成立をさせること。
2. 教員が担うべき業務に専念し、より子どもと向き合う時間を確保できるように業務の見直し、適正化を促進すること。
3. 部活動においては、教員の負担軽減を図りつつ生徒等の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や退職職員、大学生等の幅広い協力を得られるように、所要の予算を計上する等の環境整備を進めること。
4. 長時間勤務となっている教員の働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場環境づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年10月7日

岐阜県各務原市議会

議長 古田 澄信

衆参両議院議長

各関係行政庁 宛

市議第4号

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める  
意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）  
第14条の規定により提出します。

平成28年10月7日提出

提出者	各務原市議会議員	池戸一成
賛成者	〃	横山富士雄
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	水野盛俊
賛成者	〃	川嶋一生
賛成者	〃	神谷卓男

各務原市議会議長 古田澄信様

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び  
無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを求める。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、支給基準を満たす学生に対しての支援を拡充するため、2017年度をめぐりとして、給付型奨学金を創設すること。
2. 無利子奨学金の貸与基準を緩和し、希望する学生全員への貸与を目指し、残存適格者を直ちに解消すること。
3. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、あわせて現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年10月7日

岐阜県各務原市議会  
議長 古田 澄信

衆参両議院議長

各関係行政庁 宛

市議第5号

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）  
第14条の規定により提出します。

平成28年10月7日提出

提出者	各務原市議会議員	池戸一成
賛成者	〃	横山富士雄
賛成者	〃	水野盛俊
賛成者	〃	川嶋一生
賛成者	〃	神谷卓男

各務原市議会議長 古田澄信様

## 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題です。現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

政府においては日本の雇用制度にすでにビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項について取り組むことを求めます。

### 記

1. 非正規雇用の賃金等を処遇改善するためのガイドラインを早急に策定すること。
2. 包括的な法整備を行い、ガイドラインや不合理な処遇差に関する司法判断等の根拠規定を整備すること。
3. とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用の昇給制度の導入等の処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方に加え、最低賃金の引き上げについて十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年10月7日

岐阜県各務原市議会

議長 古田 澄信

衆参両議院議長

各関係行政庁 宛